

改定案 (R8.3)

改定前 (H28.3)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32



茨城沿岸海岸保全基本計画
(改訂原案)

令和8年(2026年)3月

茨 城 県

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29



茨城沿岸海岸保全基本計画

平成28年3月

茨 城 県

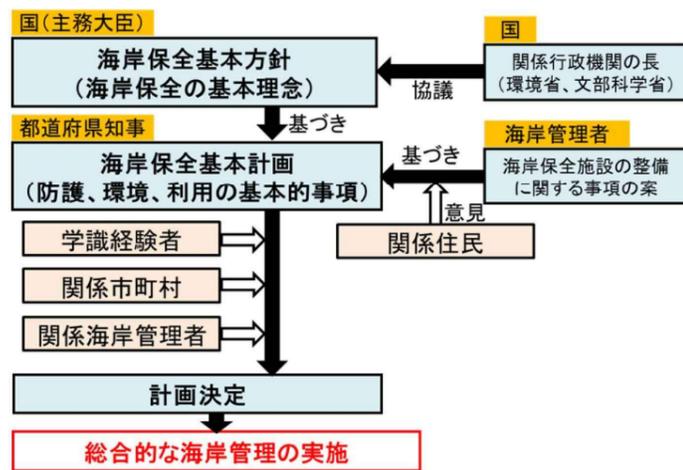
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

『海岸保全基本計画』とは、国（主務大臣）が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（以下「海岸保全基本方針」という）に基づき、都道府県知事が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画」であり、平成 11 年に改正された海岸法の第二条の三にその策定が義務付けられている。

福島県境から千葉県境にいたる“茨城沿岸”は、一つの海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分となっており、茨城県は平成 16 年（2004 年）6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』（初版）を策定し、その後、平成 28 年（2016 年）3 月の改訂を経て、今般、令和 2 年（2020 年）11 月 20 日に国（主務大臣）が定める「海岸保全基本方針」が変更されたことに伴い令和 8 年（2026 年）3 月の本改訂に至っている。

- ・平成 16 年（2004 年）6 月 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定
- ・平成 28 年（2016 年）3 月 " 改訂
- ・令和 08 年（2026 年）3 月 " 改訂

《海岸保全の計画制度》



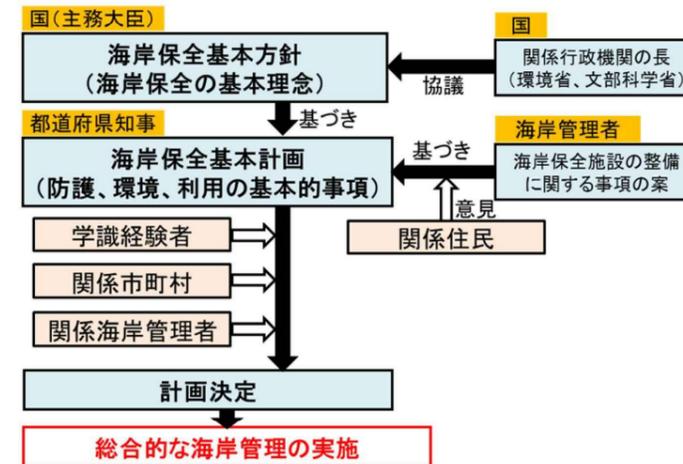
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

『海岸保全基本計画』とは、国（主務大臣）が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（以下「海岸保全基本方針」という）に基づき、都道府県知事が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画」であり、平成 11 年に改正された海岸法の第二条の三にその策定が義務付けられている。

福島県境から千葉県境にいたる“茨城沿岸”は、一つの海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分となっており、茨城県は平成 16 年 6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』（初版）を策定し、平成 28 年 3 月の本改訂に至っている。

- ・平成 16 年 6 月 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定
- ・平成 28 年 3 月 " 改訂

《海岸保全の計画制度》



目次

1. 海岸保全基本計画の策定について

- 1.1 背景 1
- 1.2 計画を作成する海岸の区分 3
- 1.3 計画対象範囲 4
- 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 7

2. 茨城沿岸の現況と課題

- 2.1 防護面から見た現況と課題 10
- 2.2 環境面から見た現況と課題 26
- 2.3 利用面から見た現況と課題 42
- 2.4 その他の課題 56

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

- 3.1 茨城沿岸の保全の方向 58
- 3.2 海岸の防護に関する事項 59
 - 3.2.1 海岸の防護の目標 59
 - (1) 防護すべき地域 59
 - (2) 防護水準 59
 - (3) 気候変動への適応 64
 - 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 65
 - (1) 津波・高潮対策 65
 - (2) 侵食対策 69
 - (3) 海岸保全施設の整備 73
 - (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 77
 - (5) 海岸保全事業の計画 78

目次

1. 海岸保全基本計画の策定について

- 1.1 背景 1
- 1.2 計画を作成する海岸の区分 3
- 1.3 計画対象範囲 4
- 1.4 海岸保全基本計画において定める事項 7

2. 茨城沿岸の現況と課題

- 2.1 防護面から見た現況と課題 10
- 2.2 環境面から見た現況と課題 26
- 2.3 利用面から見た現況と課題 40
- 2.4 その他の課題 52

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

- 3.1 茨城沿岸の保全の方向 54
- 3.2 海岸の防護に関する事項 55
 - 3.2.1 海岸の防護の目標 55
 - (1) 防護すべき地域 55
 - (2) 防護水準 55
 - 3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 59
 - (1) 津波・高潮対策 59
 - (2) 侵食対策 63
 - (3) 海岸保全施設の整備 67
 - (4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積 70
 - (5) 海岸保全事業の計画 71

1

2 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項…………… 80

3 (1) 生物の生育, 生息環境に配慮した海岸保全事業の推進…………… 80

4 (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 80

5 (3) 海岸汚損の抑制…………… 81

6 (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限, 徹底

7 …… 82

8 (5) 海岸環境に関する情報の共有…………… 83

9 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項…………… 84

10

11 (1) 地域振興との連携・調和…………… 84

12 (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり…………… 84

13 (3) 海辺への円滑なアクセスの確保…………… 85

14 (4) 海岸保全施設の更新…………… 85

15 (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上…………… 86

16 (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり…………… 86

17 (7) 海岸の魅力の発信…………… 87

18

19 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

20 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針・88

21 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項…………… 106

22 (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域…………… 106

23 (2) 海岸保全施設の種類, 規模及び配置…………… 106

24 (3) 海岸保全施設の順応的な段階整備…………… 107

25 (4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況…………… 111

26 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項…………… 111

27 (1) 海岸保全施設の存する区域…………… 111

28 (2) 海岸保全施設の種類, 規模及び配置…………… 111

29 (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法…………… 111

30

31

32

33

34

35

36

1

2 3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項…………… 73

3 (1) 生物の生育, 生息環境に配慮した海岸保全事業の推進…………… 73

4 (2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備 73

5 (3) 海岸汚損の抑制…………… 74

6 (4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限, 徹底

7 …… 75

8 (5) 海岸環境に関する情報の共有…………… 75

9 3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項…………… 76

10 (1) 地域振興との連携・調和…………… 76

11 (2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり…………… 76

12 (3) 海辺への円滑なアクセスの確保…………… 77

13 (4) 海岸保全施設の更新…………… 77

14 (5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上…………… 78

15 (6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり…………… 78

16 (7) 海岸の魅力の発信…………… 79

17

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

19 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 80

20 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項…………… 98

21 (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域…………… 98

22 (2) 海岸保全施設の種類, 規模及び配置…………… 98

23 (3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況…………… 98

24 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項…………… 99

25 (1) 海岸保全施設の存する区域…………… 99

26 (2) 海岸保全施設の種類, 規模及び配置…………… 99

27 (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法…………… 99

28

29

30

31

32

33

34

35

36

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

- 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり…………… 138
- 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進…………… 138
- 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携…………… 139
- 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携…………… 140
- 5.5 多様な主体との連携…………… 140
- 5.6 海岸愛護の啓発，海岸環境教育の充実…………… 140
- 5.7 気候変動への対応…………… 141
- 5.8 計画の見直し…………… 142

用語集

参考資料

- 海岸の特性【表】…………… 参 1
- 海岸の特性【図】…………… 参 9
- 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種(植物)…………… 参 27
- 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種(動物)…………… 参 28
- 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種(蘇苔類・藻類・地衣類・菌類) …… 参 29
- 茨城県の沿岸域で見られる植生…………… 参 30
- 茨城県の浅海域で見られる生物…………… 参 32
- 茨城沿岸で見られる海産無脊椎動物…………… 参 34
- 茨城沿岸で見られる藻類…………… 参 38
- 茨城沿岸の主要種類の漁獲漁法と漁場…………… 参 42
- 関係住民の意見聴取…………… 参 43
- 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿…………… 参 45
- 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 開催日程…………… 参 48
- 海岸の計画・設計の参考とする主な図書及び基準…………… 参 49
- 海岸の防護，環境，利用のトレードオフに関する記載がある指針，書籍 参 50
- 『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』…………… 参 51
- 茨城県における海岸に係る組織体制および分掌事務…………… 参 61
- 茨城沿岸の所管別海岸管理…………… 参 62
- 茨城沿岸の海岸管理者一覧…………… 参 63

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

- 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり…………… 126
- 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進…………… 126
- 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携…………… 127
- 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携…………… 128
- 5.5 多様な主体との連携…………… 128
- 5.6 海岸愛護の啓発，海岸環境教育の充実…………… 128
- 5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応…………… 129
- 5.8 計画の見直し…………… 130

用語集

参考資料

- 海岸の特性【表】…………… 参 1
- 海岸の特性【図】…………… 参 10
- 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種(植物)…………… 参 28
- 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種(動物)…………… 参 29
- 茨城県の浅海域で見られる生物…………… 参 30
- 茨城沿岸で見られる海産無脊椎動物…………… 参 33
- 茨城沿岸で見られる藻類…………… 参 38
- 茨城沿岸の主要種類の漁獲漁法と漁場…………… 参 42
- 関係住民の意見聴取…………… 参 43
- 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿…………… 参 45
- 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 開催日程…………… 参 47
- 海岸の計画・設計の参考とする主な図書及び基準…………… 参 48
- 海岸の防護，環境，利用のトレードオフに関する記載がある指針，書籍 …… 参 49
- 『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』…………… 参 50
- 茨城県における海岸に係る組織体制および分掌事務…………… 参 60
- 茨城沿岸の所管別海岸管理…………… 参 61
- 茨城沿岸の海岸管理者一覧…………… 参 62

改定案 (R8.3)

1. 海岸保全基本計画の策定について

改定前 (H28.3)

1. 海岸保全基本計画の策定について

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 背景

平成 11 年 (1999 年) 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、それまでの「災害からの海岸の防護 (防災)」に加えて、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法の目的に追加され、防護・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防護・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。

また、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本的な理念として国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、都道府県知事は、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴いて、地域の意見を反映した沿岸ごとの「海岸保全基本計画」を定めることとなっている。

茨城県では、平成 16 年 (2004 年) 6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』を策定し、これにもとづいて海岸保全を進めてきた。しかし、平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震 (以下、「東日本大震災」という) において甚大な津波被害を受けたことから、本計画の津波防護に関する見直しの必要性が生じた。

さらに、既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、将来を見据えた戦略的・計画的なメンテナンスが必要となっている。これらの背景を受け、平成 26 年 (2014 年) 6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理などが追記された (図 1.1)。

加えて、海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換を目指す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言 (令和 2 年 7 月) を踏まえ、令和 2 年 (2020 年) 11 月 20 日に「海岸保全基本方針」が変更され、令和 3 年 (2021 年) 7 月 30 日には「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。

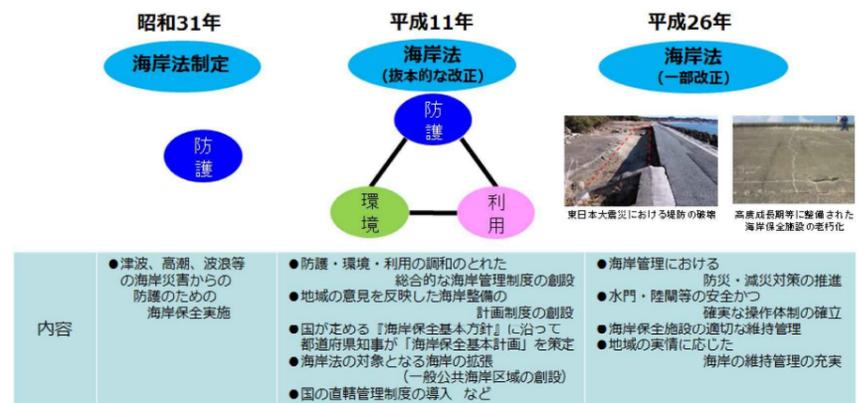


図 1.1 海岸法の変遷

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 背景

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、それまでの「災害からの海岸の防護 (防災)」に加えて、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法の目的に追加され、防護・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防護・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。

また、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本的な理念として国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、都道府県知事は、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴いて、地域の意見を反映した沿岸ごとの「海岸保全基本計画」を定めることとなっている。

茨城県では、平成 16 年 6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』を策定し、これにもとづいて海岸保全を進めてきた。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震 (以下、「東日本大震災」という) において甚大な津波被害を受けたことから、本計画の津波防護に関する見直しの必要性が生じた。

さらに、既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、将来を見据えた戦略的・計画的なメンテナンスが必要となっている。これらの背景を受け、平成 26 年 6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理などが追記された (図 1.1)。

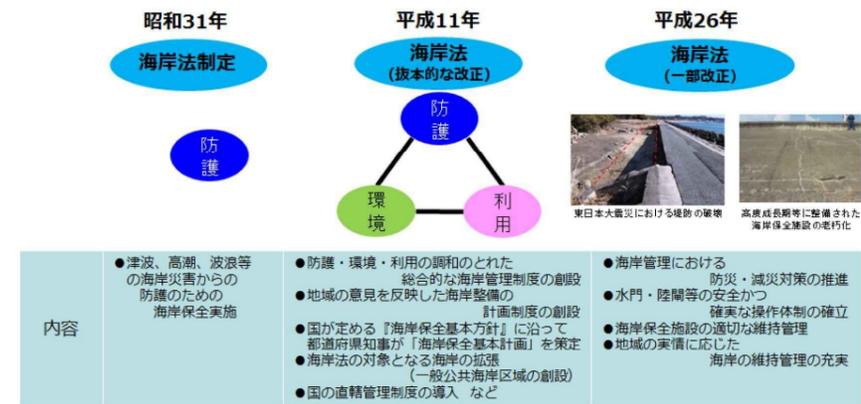


図 1.1 海岸法の変遷

1 本計画は、このような状況の変化を踏まえ、防災・減災の考え方や海岸保全
 2 に関する新たな知見などを反映し、『茨城沿岸海岸保全基本計画』を改訂したも
 3 のである。図 1.2 に策定の経緯を示す。

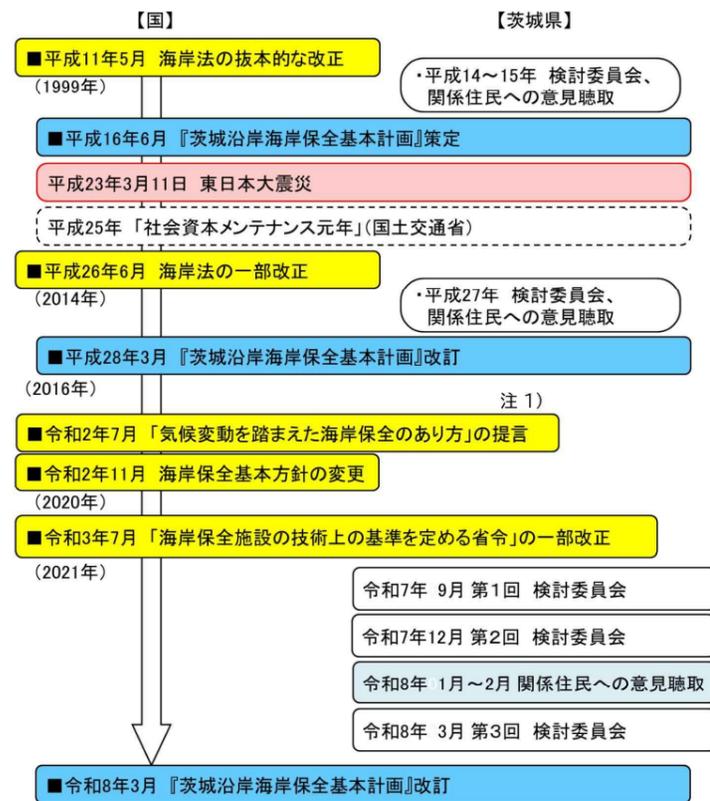


図 1.2 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定の経緯

注1) 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言より抜粋

<地球温暖化と気候変動とは>

- 地球温暖化：人為起源の温室効果ガスの排出等によって地球の平均気温が上昇すること（「地球温暖化対策の推進に関する法律」に準拠）。
- 気候変動：自然変動や地球温暖化が原因となって、気温や降水量などの気候の諸要素にもたらされる様々な変化。

<気候変動に伴う平均海面水位の上昇について>

- 「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第6次評価報告書においては「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。日本沿岸の年平均海面水位は、21世紀中に上昇し続けると予測される（確信度が高い）。21世紀末には、4℃上昇シナリオ（RCP8.5）の下では0.68m（0.56～0.88m）、2℃上昇シナリオ（RCP2.6）の下では0.40m（0.30～0.55m）上昇すると予測される。（気象庁：日本の気候変動2025より抜粋）
- 現時点において海岸保全に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6（2℃上昇相当）における予測の平均的な値を基本とすることが妥当である。

1 本計画は、このような状況の変化を踏まえ、防災・減災の考え方や海岸保全
 2 に関する新たな知見などを反映し、『茨城沿岸海岸保全基本計画』を改訂したも
 3 のである。図 1.2 に策定の経緯を示す。

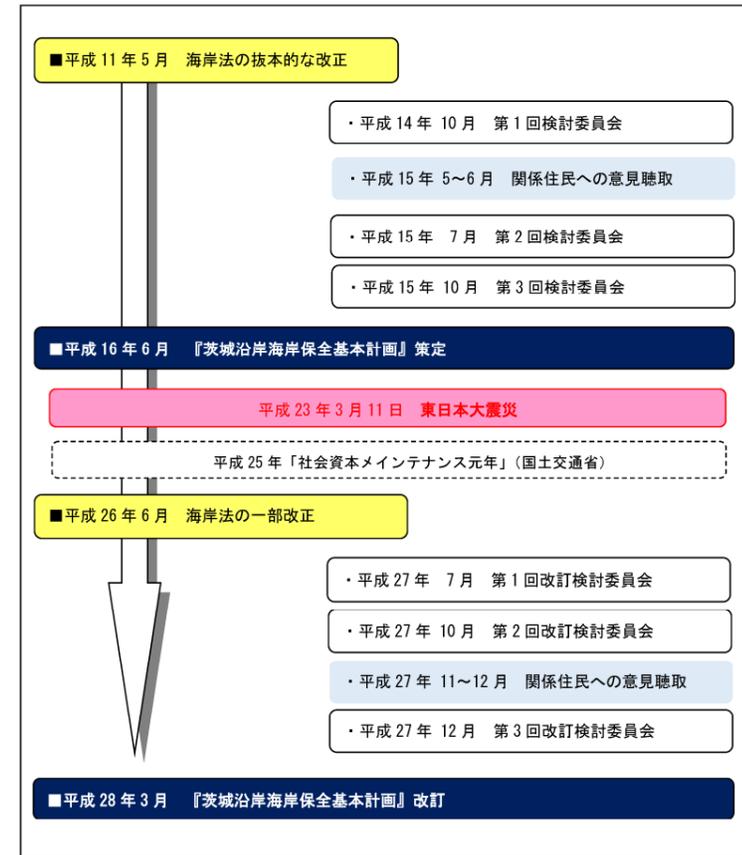


図 1.2 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定の経緯

1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、福島県境から千葉県境までの約 195km とする(図 1.4, 表 1.1)。

また岸沖方向の対象範囲については、防護・利用・環境の取組みの目的、内容、関連性によって適切な範囲を柔軟に設定する。表 1.2 に、茨城沿岸における計画の対象とする海岸の一覧を示す。

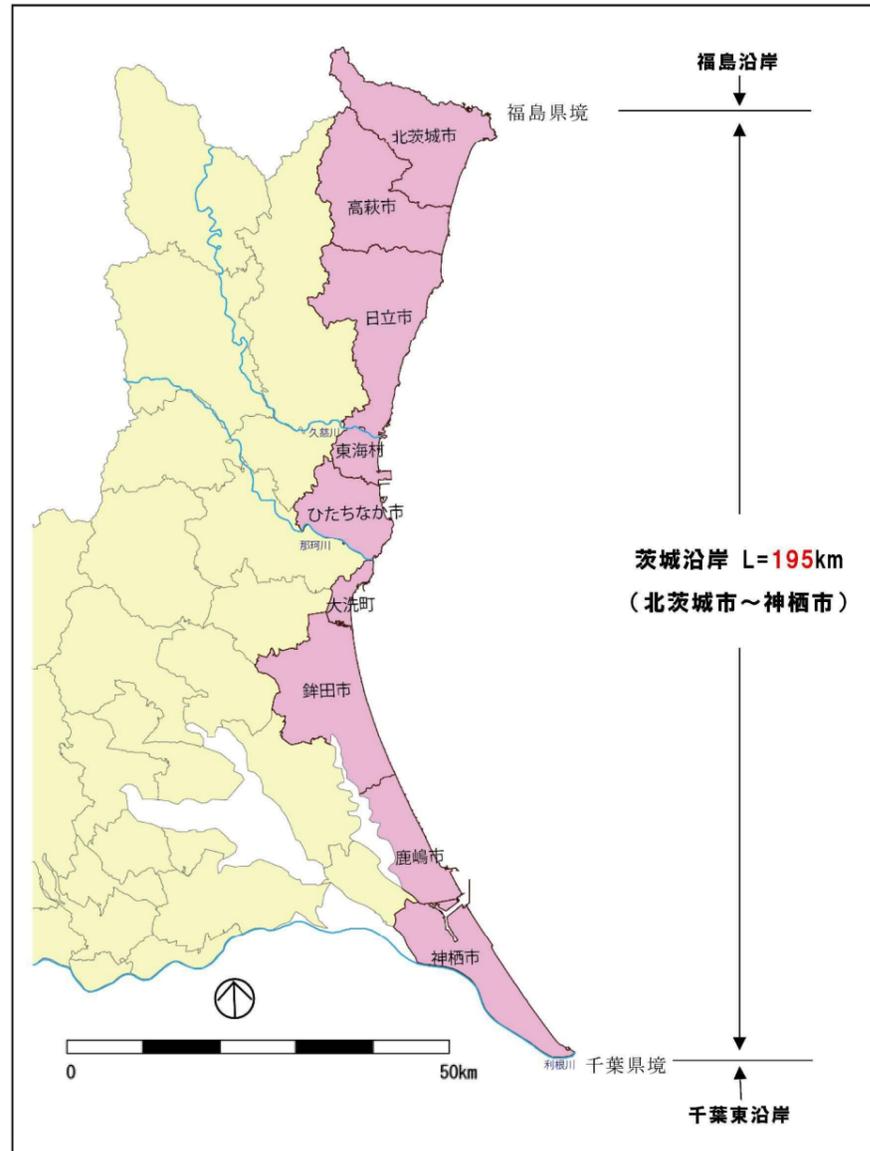


図 1.4 計画対象範囲

1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は福島県境から千葉県境までの約 194km とする (図 1.4, 表 1.1)。

また岸沖方向の対象範囲については、防護・利用・環境の取組みの目的、内容、関連性によって適切な範囲を柔軟に設定する。表 1.2 に、茨城沿岸における計画の対象とする海岸の一覧を示す。

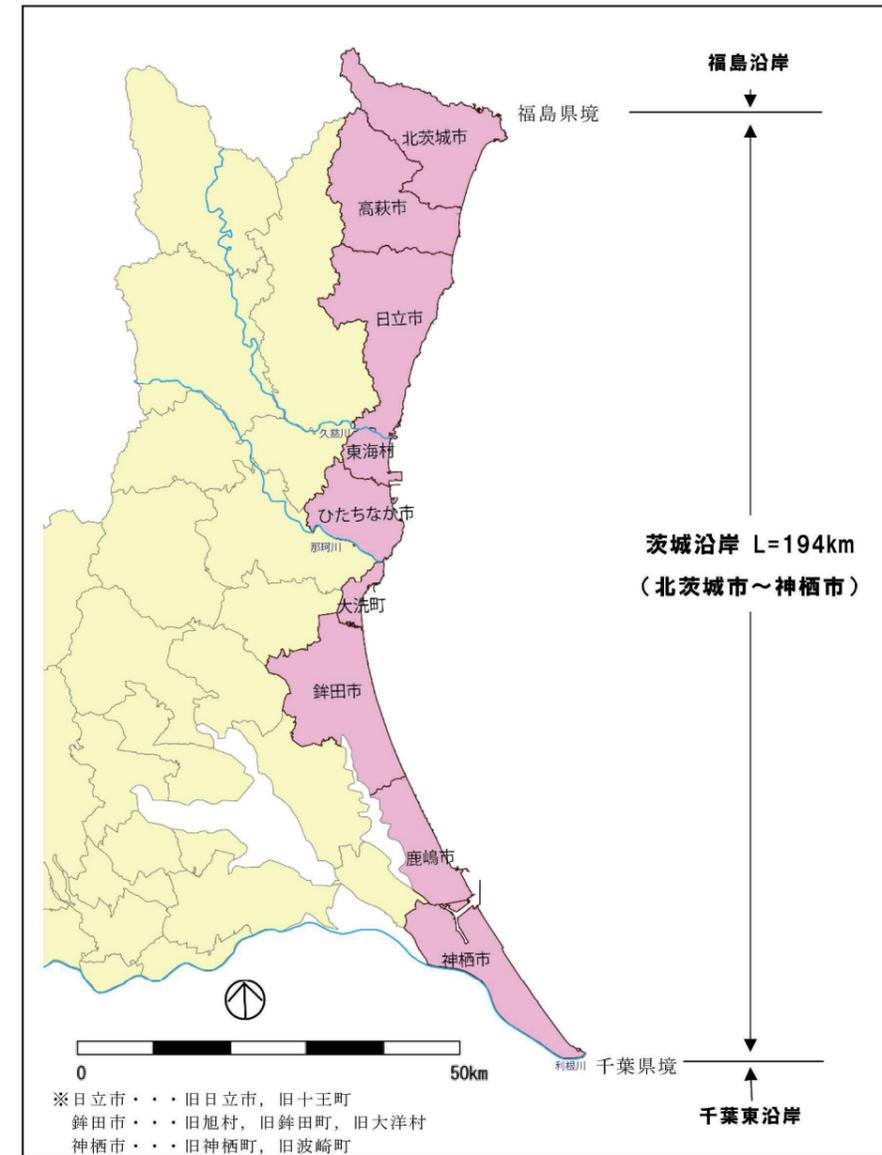


図 1.4 計画対象範囲

表 1.1 茨城沿岸の市町村別海岸線延長

沿岸名 茨城沿岸				
都道府県名	茨城県	沿岸人口		
境界	福島県境 ～千葉県境	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
沿岸総延長/合計人口	194,903m	681,319人	664,491人	628,940人
沿岸市町村	北茨城市	20,683m	44,412人	41,801人
	高萩市	16,745m	31,017人	29,638人
	日立市	35,471m	185,054人	174,508人
	東海村	10,421m	37,713人	37,891人
	ひたちなか市	16,728m	155,689人	156,581人
	大洗町	13,778m	16,886人	15,715人
	鉾田市	20,311m	48,147人	45,953人
	鹿嶋市	23,077m	67,879人	66,950人
	神栖市	47,689m	94,522人	95,454人

令和6年度版海岸統計，県市町村統計データより作成

※茨城県では，国の3つの所管に分かれて海岸管理を行っている。

■茨城沿岸 所管別海岸延長

令和7年3月31日現在 (単位:m)

国の所管	管理者	海岸線 総延長	要保全延長	海岸保全区域 指定延長
国土交通省	水管理・国土保全局	95,833	90,651	90,651
	港湾局	70,366	31,517	31,517
農林水産省 水産庁	農林水産部 水産振興課	28,704	16,439	16,439
計		194,903 (うち、950m重複)	138,607 (うち、950m重複)	138,607 (うち、950m重複)

※農林水産省農村振興局所管(農地海岸)はない。

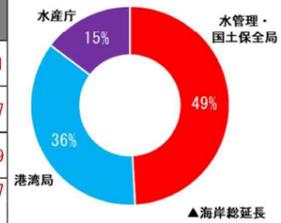


表 1.1 茨城沿岸の市町村別海岸線延長

沿岸名 茨城沿岸		
都道府県名	茨城県	
境界	福島県境～千葉県境	
沿岸総延長	194,157m	
沿岸市町村	北茨城市	20,251m
	高萩市	6,661m
	日立市	34,997m
	東海村	10,421m
	ひたちなか市	16,434m
	大洗町	13,702m
	鉾田市	20,311m
	鹿嶋市	22,735m
	神栖市	47,480m

平成26年3月31日現在

※沿岸総延長は，河口部を含んでいるため，沿岸市町村の延長の合計とは一致しない。

※日立市・・・旧日立市，旧十王町（平成16年11月合併）

鉾田市・・・旧旭村，旧鉾田町，旧大洋村（平成17年10月合併）

神栖市・・・旧神栖町，旧波崎町（平成17年8月合併）

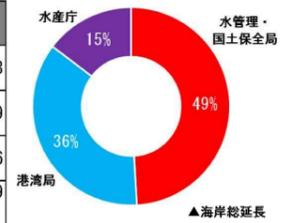
※茨城県では，国の3つの所管に分かれて海岸管理を行っている。

■茨城沿岸 所管別海岸延長

平成26年3月31日現在 (単位:m)

国の所管	管理者	海岸線 総延長	要保全延長	海岸保全区域 指定延長
国土交通省	水管理・国土保全局	95,285	93,963	89,693
	港湾局	70,366	15,199	15,199
農林水産省 水産庁	農林水産部 水産振興課	28,506	12,836	12,836
計		194,157 (うち、950m重複)	122,699 (うち、950m重複)	118,429 (うち、950m重複)

※農林水産省農村振興局所管(農地海岸)はない。



- 1 1.4 海岸保全基本計画において定める事項
 2 (『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』(令和2年(2020年)11月20日告示)より)
 3 1.4.1 海岸の保全に関する基本的な事項
 4 (1) 海岸の保全に関する基本的な事項
 5 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次
 6 の事項とする。
 7 イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 8 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
 9 ロ 海岸の防護に関する事項
 10 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するた
 11 めに実施しようとする施策の内容を定める。
 12 ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 13 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を
 14 定める。
 15 ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
 16 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策
 17 の内容を定める。
 18
 19 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 20 沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての
 21 基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。
 22 ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 23 イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 24 一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
 25 ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 26 イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
 27 ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
 28 海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵
 29 食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
 30
 31 ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 32 イ 海岸保全施設の存する区域
 33 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
 34 ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 35 イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定め
 36 る。
 37

- 1 1.4 海岸保全基本計画において定める事項
 2 (『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』(平成27年2月2日告示)より)
 3 1.4.1 海岸の保全に関する基本的な事項
 4 (1) 海岸の保全に関する基本的な事項
 5 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次
 6 の事項とする。
 7 イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 8 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
 9 ロ 海岸の防護に関する事項
 10 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するた
 11 めに実施しようとする施策の内容を定める。
 12 ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 13 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を
 14 定める。
 15 ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
 16 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策
 17 の内容を定める。
 18
 19 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 20 沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての
 21 基本的な事項として定めるものは次の事項とする。
 22 ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 23 イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 24 一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
 25 ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 26 イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
 27 ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
 28 海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵
 29 食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
 30
 31 ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 32 イ 海岸保全施設の存する区域
 33 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
 34 ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 35 イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定め
 36 る。
 37

1 ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
2 ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法に
3 ついて定める。

5 1.4.2 留意すべき重要事項

6 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は、次のとおり
7 である。

9 (1) 関連計画との整合性の確保

10 国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱
11 化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

13 (2) 関係行政機関との連携調整

14 海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、気候変動
15 の影響による将来変化を踏まえた津波・高潮および侵食によって生じる様々な
16 地域のリスクについて、地元関係者等と共有した上で、連携や調整を図る。

18 (3) 地域住民の参画と情報公開

19 計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的
20 かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。
21 また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利
22 用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、
23 海岸に関する情報を広く公開する。

25 (4) 計画の見直し

26 地域の状況や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する変化等に応じ、
27 計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

1 ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
2 ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法に
3 ついて定める。

5 1.4.2 留意すべき重要事項

6 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりで
7 ある。

8 (1) 関連計画との整合性の確保

9 国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱
10 化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

12 (2) 関係行政機関との連携調整

13 海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

15 (3) 地域住民の参画と情報公開

16 計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的
17 かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。
18 また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利
19 用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、
20 海岸に関する情報を広く公開する。

22 (4) 計画の見直し

23 地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸
24 保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。